

11 「障害者就業・生活支援センター」事業について

(1) 就労系サービスの利用にかかる現行制度の基本的な考え方

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要な要素であることから、就労を希望する者には、できる限り一般就労をしていただけるよう支援を行うことを制度の基本的な考え方としている。

特別支援学校卒業生等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいた上で、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に当該暫定支給決定を行い、卒業と同時に就労継続支援B型事業が利用できるよう推奨してきている。

(2) モデル事業の必要性

一方で、平成24年4月からのサービス等利用計画の作成対象者の拡大に伴い、就労系サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス等利用計画の作成に資するようアセスメントの実施や評価が求められることになる。

平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6%(1,092市町村/1,744市町村)となっており、就労移行支援事業者が無いために、アセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになっている。

障害者就業・生活支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況にあり、就労移行支援事業が無いためにアセスメントの実施が困難な地域でも機能する可能性がある。

このため、障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するため、モデル事業を実施するものである。【全国で10か所】

年度当初からの取組みが望ましいが、都道府県の補正予算による年度途中からの実施も可とすることで考えているので、モデル事業の趣旨をご理解いただき、積極的な取組みをお願いしたい。

(3) モデル事業の留意点

① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

② 支援方法（アセスメント実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地

域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用の他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。

なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所(同一法人内を含む)を確保する必要がある。

④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に3日～2ヶ月の範囲以内で実施する。

⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

⑥ アセスメント担当職員の配置

本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

⑦ 相談支援事業所との連携

相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。

また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

(4) モデル事業と「地域の就労支援の在り方に関する研究会」

現在、「地域の就労支援の在り方に関する研究会（事務局は職業安定局高齢障害高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課）」において、地域の就労支援機関のそれぞれの役割や連携の在り方などについて検討を行うこととしているところであり、当該研究会において本モデル事業についてもご意見を伺う予定である。

「障害者就業・生活支援センター」事業について

- 障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要な要素であることから、就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行うことを制度の基本的な考えとしている。そのために、特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援事業を利用し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に就労継続支援B型事業を利用することを原則としている。
- 一方で、平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が約6割となっており、就労移行支援事業者が無いために、アセスメントのできない地域も多く存在することが明らかになっている。
- このため、障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するため、モデル事業を実施するものである。今後の就労系サービスの利用にかかる重要なモデル事業となるものなので、是非、積極的な取り組みをお願いしたい。

「障害者就業・生活支援センター」事業について

モデル事業の必要性

○ 現行制度の基本的な考え方

就労を希望する者には、できる限り一般就労していただけるよう支援を行う。



特別支援学校卒業者等の就労系サービスの利用にあたっては、まずは就労移行支援を利用（アセスメントのための利用であり、短期間の暫定支給決定で可）し、一般就労が可能かどうか見極めていただいたうえで、それが困難であると認められる場合に、就労継続支援B型を利用することを原則としている。

また、特別支援学校の在学中に暫定支給決定を行い、卒業と同時にB型が利用できるよう推奨してきている。



○ 就労移行支援事業の体制整備の状況

一方で、就労移行支援事業者が無く、アセスメントのできない地域も多く存在

（平成23年7月に行った調査では、就労移行支援事業によるアセスメントが困難な市町村が62.6%（1,092市町村/1,744市町村））

○ 相談支援の強化・充実との関係

相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成（就労系）にあたり、アセスメントや評価が必要



○ 障害者就業・生活支援センターにおけるアセスメントの可能性の検証

障害者就業・支援センターは、障害福祉圏域に設置が整いつつある状況（就労移行支援の無い地域でも機能する可能性）



障害者就業・生活支援センターによる就労系サービスの利用に関するアセスメント及びその後の相談支援事業者との協議等にかかる課題を検討・整理するためモデル事業を実施する。

【全国で10か所：補正予算（都道府県）による年度途中からの実施も可】

モデル事業の実施にあたっての留意事項

① 支援対象者

モデル事業の対象者については、就労系福祉サービス事業の利用を希望する特別支援学校等の在校生や精神科病院の退院予定者等など、企業就労の経験がない者及び長期間企業就労をしていない者とする。

② 支援方法（アセスメントの実施とアセスメントツール）

支援対象者を把握するため、家族や関係機関（特に、職業評価を行う地域障害者職業センター）との連携を図るとともに、情報交換を行い、相談や実習場面への訪問等を実施し、就労系事業に関するアセスメントを行う。アセスメントについては、就労移行のためのチェックリスト等の活用その他、独自のアセスメントツールも使用し、より適切な評価に努める。
なお、原則として就労系サービスの利用にあたってのアセスメントは、就労移行支援事業所が行うことを基本とすることから、適切に就労移行支援事業者によるアセスメントが機能している地域以外を想定して実施するものとする。

③ 評価を行うための提携事業所の確保

地域に就労移行支援事業所やA型事業所が無いなど、評価を行う体制が整っていない場合も考えられることから、必要に応じて評価実施の提携場所として、複数の企業や事業所（同一法人内を含む）を確保する必要がある。

④ 支援期間

アセスメント実施期間については、暫定支給決定期間と同様に、3日～2ヶ月の範囲内で実施。

⑤ 支援結果の記録と報告

支援結果については、適宜・適切に記録するとともに、モデル事業の結果として厚生労働省に報告し、制度化の際の参考として全国に周知することも前提に、分かり易い記録・報告に努める。

⑥ アセスメント担当職員の配置

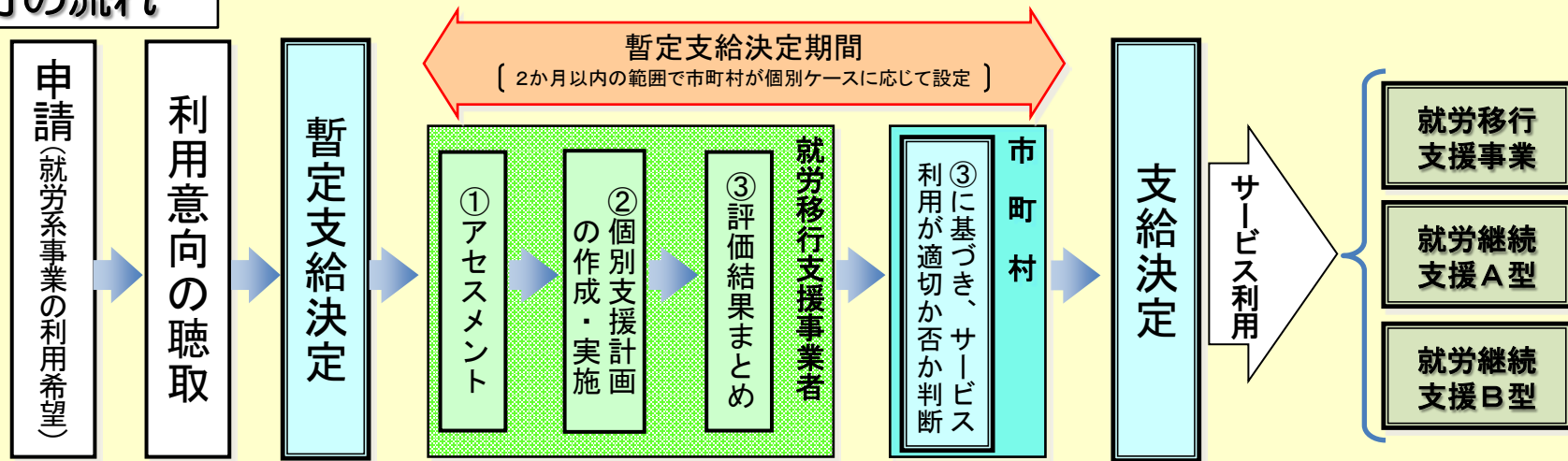
本事業の実施にあたっては、アセスメントを担当する職員1名をセンターに配置する。

⑦ 相談支援事業所との連携

相談支援事業者が行うサービス等利用計画の作成に資するアセスメント結果の提出・協議については、適切な就労系サービスの利用のために行うものであり、アセスメント結果の適切な提供と説明のうえで協議を行い、かかる課題を検討・整理するものとする。
また、障害者就業・生活支援センターの支援により就職した者のフォローアップ（定着支援）にかかる相談支援事業者との連携・役割分担についても、課題の検討・整理を行うものとする。

モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ(案)

現行の流れ



モデル事業におけるサービス等利用計画策定までの流れ(案)

